

D1-5

住宅建築を対象とした騒音訴訟における騒音の発生原因と判断基準
Origin and criterion of noise in noise suit for building house

○渡邊 直樹¹ 井上 勝夫²
* Naoki Watanabe¹ Katsuo Inoue²

There are many problems on constructional noise, in Japan. Those problems are increasingly brought over to the court. We considered three reasons. (1) lack of performance on building. (2) consumer's needs are changed to comfort. (3) lack of communication with their neighbors leads to overreaction.

This research is about analysis of noise lawsuits. To clear out of problems, proposal of a solution, improve of judgment we looked over 7 lawsuits of noise problem between 1988 and 2011.

1.はじめに

紛争処理支援センターの紛争処理の主な争点を示した図 1¹⁾ から他の項目を引き離して、騒音が多い事が分かる。その社会背景として安全性能より快適性能の要求性能が上がってきている事、また近所付き合いが希薄化し住民同士のコミュニケーションが不全に陥っている事が考えられる。そういったことから、建築環境工学分野における騒音訴訟が多くなってきている。そこで本報では、音源の種類、音の強度、音の発生時間、防音対策の観点から、騒音訴訟ではどのような判断が下されているのか述べていく。

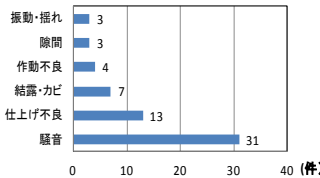


Figure 1. Main issue of the dispute processing (N=62)

Table 1. Applicable precedent every outbreak sound strength

騒音強度	判例ナンバー
27~39dB	⑥
40~49dB	②
50~59dB	①, ⑤, ⑦
60~69dB	①, ②, ④
70~79dB	⑦
80dB~	③, ④, ⑦

2.対象判例及び分析方法

判例検索サイト²⁾ から抽出した判例の内、騒音測定が行われた 7 件を対象とした分析結果について報告する。また、分析方法として判例の判決文に限定して分析を行い、表 1 から表 3-2 の様に、判例の項目分けをした。

3.分析結果及び考察

表 1 から 27~39dB(A)の⑥についてどの様な判断を下したのか述べる。(これ以降、『』内は裁判官の判断を判決文から引用したものとする。)『室内騒音レベルが 30dB(A)前後で、集合住宅の室内騒音等級における 1 級が満たされていることから社会的平均性能を十分に満たしている』と判断され、『原告の要求を棄却する』判決を下した。しかし、発生音源が給排水音及び排尿行為音であり、騒音レベルなどの物理量の問題だけでなく、知覚できるか否か、不快に感じ易いか等の心理的要因の問題もあると考えられる。『工事後、一度は原告が聞こえなくなったと認めた』ことから、設計・施工段階から防音を施していれば原告が給排水音等を知覚する可能性を抑えられ、未然に防止できた可能性も考えられる。判決では、発生音量のみで判断されているが、排尿行為音など音源の特異性を理由に、心理的要因も含め総合的に判断する必要性があるのではなかろうか。

40~49dB(A)の②について、『発生音量の大部分が 40~45dB(A)であり、ピーク値が 69dB(A)であった。』と認められていた。発生音量が 40~45dB(A)の部分では、環境基準に基づく条例の規制値超過と判断し、ピーク値をどう判断したか判決文に記載されていなかった事から、騒音レベルの判断基準として、発生総時間からみた騒音強度分布が時間的割合として多く分布しているところを判断基準としていた事が考えられる。この判断は、発生音が複数存在する場合に、どの発生音量で判断すれば良いかの判断基準として扱われていた。また、判決では、『発生音を故意にだしていたこと、21 戸中 18 戸の住人が迷惑行為音の被害を受けていたこと』を理由に、物理量よりも心理的要因を重視して判断され、『原告の要求が認容』された。故意に発生させる騒音については、騒音レベル等の物理量よりも恐怖を感じる等の心理的要因が判断に影響を与えやすいと考えられ、『刑法上の犯罪を構成する可能性がある』と厳しい判断が下されていた。人間は嫌がらせ等の迷惑行為音に対して、やむを得ない生活音に比べると敏感に反応しやすくなる等の心理的要因が大きく関わる事が考えられるため、この判断基準については妥当といえるのではなかろうか。

Table 2. Outbreak volume and outbreak sound source

判例ナンバー	発生音量	発生音源
①	50~65dB	子供が室内を走り回ったり、跳び跳ねたりする音
②	40~69	被告の嫌がらせによる
③	85~98, 110dB	改装工事
④	60dB~80dB	火災による修復工事の作業音
⑤	50~56dB	子どもが断続的に走行したり、戸の開閉などに伴う
⑥	工事前 30~35dB(A) 工事後 27~33dB(A)	上階からのトイレ放尿音、台所等の排水音
⑦	80dB, 85dB, 54dB, 77dB(窓開閉時)	ノコギリや金庫等の音などによる騒音

Table 3-1. Judgment reason for the outbreak volume

判例理由
1. 重量床衝撃音遮断性能(標準重量床衝撃源使用時)は、LH-60程度であり、日本建築学会の建築物の遮音性能基準によれば、集合住宅の3級すなわち遮音性能上やや劣る水準にある。
2. 平成17年7月31日までの間はほぼ毎日50~65dB程度の音が聞こえていた。午後7時以降、時には深夜にも原告住戸に及ぶことがしばしばあったこと、本件音が長時間連続して原告住戸に及ぶこともあったことが明らかになった。少なくとも被告の長男が原告住戸に居住するようになった平成16年4月ごろから上記騒音計を設置するまでの状況も同様であったと考えられる。被告の長男が保育園に通うようになり、保育園に行っている間は、本件音は、原告住戸に及ばなくなった。また、被告は、被告住戸の床にマットを敷いたものの、その効果は明らかではない。
① 3. 本件音は、被告の長男(当時3~4歳)が廊下を走ったり、跳んだり跳ねたりするときに生じた音である。本件マンション2階の床の構造によれば、重量床衝撃音遮断性能(標準重量床衝撃源使用時)は、LH-60程度であり、日本建築学会の建築物の遮音性能基準によれば、集合住宅の3級すなわち遮音性能上やや劣る水準にある。本件マンションは、3LDKのファミリー向けであり、子供が居住することも予定している。しかし、平成16年4月ごろから平成17年11月17日ごろまで、ほぼ毎日本件音が原告住戸に及んでおり、その程度は、かなり大きく聞こえるレベルである50~65dB程度のものが多く、午後7時以降、時には深夜にも原告住戸に及ぶことがしばしばあり、本件音が長時間連続して原告住戸に及ぶこともあったのである。被告は、本件音が特に夜間及び深夜には原告住戸に及ばないように被告の長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然であり、原告の被告がそのような工夫や対応をとることに対する期待は切実なものであったと理解することができる。
15階建の22戸の集合住宅で1階5戸・2階7戸・3階5戸・4階3戸・5階2戸、被告は202、被害者は101・102・103・104・105・203・205・206・207・301・302・303・304・305・401・403・501・502の住人、被告宅を除く21戸中18戸の住人が被告の迷惑行為音による被害を受けている。
2. 騒音レベルは別紙測定結果一覧表に記載。大部分が40~45dBを超える。ピーク値は69dB。第一種低層住居専用地域、準住居地域について東京都環境確保条例が定める深夜の騒音基準値たる40ないし45デシベルを超えている。
② 3. 4年間迷惑行為音による被害を受け続け、被害内容は、夜眠れず仕事や勉強に支障を来す、本件音専ら部分に近接する特定の部屋を通常どおりに使えない、場合によっては住居者が他所へ避難せざるを得ない、本件マンションの構造に被害が与えられているのではないかと不安感を感じる。家族の受験勉強や就職活動に支障を来している等であり、これは区分所有関係にある者同士で甘受すべき生活上の不利益の限度を大きく超える不利益と言え、上記の行為は刑法上の犯罪を構成する可能性すらある。
4. 名誉を毀損するような罵詈雑言を原告らに浴びせる、故意的にボールをバウンドさせるような音、配管に金庫棒をたくような音、壁を叩きつけるような音を出していた。
③ 1. コンクリートカッターと削岩機を使用して騒音の出る工事が行われたため、騒音調査が行われた。側的限度の数値が、4階の工事箇所部分を開いて覆ったにもかかわらず、5階、6階の室内においても85~98dBと、いずれも受忍限度である85デシベル以上の数値であったこと。
2. 騒音工事の時間帯も9時から18時とされ、酷い騒音、振動が発生したため、住民から当時の買受人であった原告会社に対し、多くの苦情が寄せられた。
3. 施工会社が工事をしていた時期には、騒音の予想される工事であったにもかかわらず、騒音対策が採られた形跡が存しないこと、85デシベルを超える数値が多く出されていることに加え、被告が一定の対策を講じたことをもって、本件工事が違法であったとの認定を覆すことはできない。
④ 1. 本件工事期間中は、おおむね60ないし80デシベルの騒音が発生していたと認められることができる。
2. 本件マンションの周辺は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例によれば、第2種区域、第1種中高層住居専用地域に指定されており、騒音については、午前8時から午後7時までの間は50デシベル以下、その他の時間帯は45デシベル以下と規制されている。
3. 施工者は、原告から、本件騒音について対処を求められたが、大まかな日程表を渡したほかは、具体的な工事の予定を教えるなどの特段の措置は採らず、証人から、本件騒音について原告から苦情が出ているのに対して対処するよう求められても、特段の措置は採らなかった。また、施工者は、当初告知していた工期を延長させるを得なくなったにもかかわらず、これを原告に対して告げることなく、本件工事を続行した。
4. 本件工事は、火災による修復工事であり、工事の必要性は高いものであった。例外はあるものの、基本的には平日に行われ、作業時間は午前8時30分から午後5時30分までの間とされており、日曜日、早朝や夜は避けられており、工事の日程や時間帯において、周辺住民に対する配慮がされていた。また、施工者は、リフォーム工事として一般的な工法で本件工事を施工しており、騒音の発生をできるだけ少なくするための工法を用いた部分もあったことが認められる。

50~59dB(A)の①について、遮音性能が LH-60 であり、その性能値に対する発生音量は 50~65dB(A)であった。この事実に対し、『LH-60 は学会基準の遮音性能基準において、3 級でやや劣る水準である。また、本件建物に子供が住む事を想定していたとしても、かなり大きいレベルである 50~65dB の騒音が発生していた』という判断を下し、『原告の要求を認容』していた。更に、その発生音量を遮音性能でカバーしきれない分をカバーするべく、『被告の住まい方が遮音性能に見合う住まい方をしていたのか、防音対策がなされていたのか』等判断されていたが、その判断基準についても防音の効果があつたのか等の物理的要因や、誠意ある対応を行っていたか等の心理的要因の両側面から判断がなされていた。上記のいずれも判断基準として妥当と考えられる。

60~69dB(A)の④について、その他にもいくつか事例が存在したが、環境基準に基づく条例の規制値を内部騒音に適用して発生音の判断基準にするのは誤りである。環境基準に基づく条例の規制値は外部騒音を対象とした法令であり、敷地境界線での発生音量を判断基準としている。環境基準に基づく条例を内部騒音の発生音量の参考値として判断基準にしている事例も存在するが、参考にするならば室内騒音の適用等級を参考にするのが妥当であろう。

70~79dB(A)の⑦については、振動ドリル、金鋸やダイヤモンドカッターの発生音量の大きい工具の使用による工事について判断がされていたが、比較的発生音量の小さい丸ノコ使用時の工事についての判断は判決文に記載されていなかった。この事例からも複数の騒音の発生音が存在したケースでは、②と同様に、発生総時間からみた騒音強度分布が時間的割合として多く分布しているところを判断基準にしていると考えられる。また、時間特性による補正値を加味して判断することも重要だといえ、この事例の判断は判断方法として妥当でなかろうか。

80dB(A)以上の③について、原告であるマンションの住人がマンション内で行われている工事音がうるさいとして、工事を注文したマンションの賃貸人を訴えた事例である。東京地方裁判所で裁判が行われたが、東京の環境基準に基づく条例には 85dB の法的規制値は存在しない。よって発生音源が工事音ということから、労働安全衛生法の 85dB を判断基準にして受忍限度判断していたものと推定できる。労働安全衛生法の対象者は作業者であり、周辺住民に適用されないので、原告がマンションの住民であるこの事例では適用できない。したがって、労働安全衛生法を適用して判断するのは妥当でないと考えられる。また、この判断基準は原告の主張から採用されているが、騒音訴訟において発生音の判断基準は非常に重要なものであるから、判断基準を原告・被告側で主張してきたケースでは慎重に検討をしていくことが望ましい。

対象判例全体の判断基準の共通点として、騒音が発生した時間帯と防音措置の有無が一緒に判断された件数は 7 件中 7 件の全てであり、限られた件数であるが、これらは一緒に判断される傾向にあった。時間帯については、深夜にまで騒音が及ぶと厳しく判断される事例もあり、中には睡眠に影響を与える 35dB(A)を上回っているか等を判断基準にしている事例が存在した。この判断基準は人間の音の知覚特性を考慮するうえで非常に重要な判断と考えられる。防音措置の有無については、防音効果があるのか等の物理的要因と、原告が被告に対して誠意ある対応をしていたか等の心理的要因の両側面から判断している事例が 2 件みられた。心理的要因を重視していた事例が 1 件存在していたが、防音工事の費用がかかるという理由で棄却されたので、騒音問題の根本解決を目指すために物理的要因も重視して判断される事が望まれる。しかしながら、原告が過剰な要求をしていると判断される場合には費用を折半にする等の方が妥当であろう。発生音量を判断する際の基準について、学会基準や法的規制値が中心に引用されていたが、特に基準は定まっておらず曖昧であった。内部騒音に関する法的規制値は存在しないため、学会基準の室内騒音の適用等級を基準にするのが妥当であろう。また、騒音レベル等数値自体を判断基準にしている場合もあるが、心理的要因を判断基準にしている場合もあり、発生音源や、被告の騒音問題に対する対処の仕方によっても変わってくるので共通点は見られなかった。原告や被告の主張を棄却するケースの判断基準として、特に重要と考えられるのは発生音源の時間特性である。発生音源の時間特性について判断されたのは 2 件存在し、いずれも騒音が発生した総時間で判断されていた。間欠騒音に関しては被告の原告に対する侵害の程度として判断されるのだが、衝撃音に対しては総時間が短いという判断基準で軽視され、棄却されたり判断されなかったりした事例が見られた。しかしながら、衝撃音に対しては 5dB(A)の補正値を加える等国際規格である ISO R 1996 の推奨する評価騒音レベル(L₁)で判断されている事例も存在しており、この評価方法については妥当性が窺える。また、性能値についての判断基準として、対象判例の中に、被告である建築業者が「日本建築学会基準 3 級を基準にすべき」という主張をしたがその主張が妥当であるように思えない。その理由として、適用等級 3 級は「遮音設計指針」³⁾によれば、消費者がやむを得ず、やや劣る性能で良いと納得して購入するような性能値であるとされているからである。建築供給者側の責任として、社会的平均性能を具備する建築を供給する事がスタンダードであるべきであり、性能値を曖昧にすることなく性能を明示し、社会的平均性能を約束する事が重要である。適用等級 2 級が社会的平均値であると一般に広く信じられていること、裁判にまで発展してしまったこと等相当の問題意識があつた事を考慮して、裁判では 1 ランク厳しく評価するのが妥当でなかろうか。したがって、適用等級 2 級を判断基準にすることが望ましいといえる。

4.まとめ

今回の判例分析から、発生音の強度と一緒に時間帯と防音措置について判断される傾向がみられた事から、時間帯と防音措置に関する判断基準を分析していくことが今後の課題となる。また、発生音の時間特性別の評価方法についても検討する必要性が窺えるのでそちらについても分析していきたい。

参考文献

- 1) 紛争処理支援センター <http://www.chord.or.jp/tokei/tokei.html>
- 2) LexisNexis : <http://www.lexisnexis.jp/>
- 3) 日本建築学会編：建築物の遮音性能基準と設計指針(第二版)：技報堂、1997.12

Table 3-2. Judgment reason for the outbreak volume

1.室内騒音レベルは50~56dBであり、振動レベルは46~57dBであった。
2.被控訴人らの歩行や被控訴人の子の走行、ふすまの開閉に伴い発生しているものと推認されるから、本件振動の原因の性質上、長時間にわたり恒常的に継続して発生しているのではなく、短時間ないし瞬間的に発生しているにすぎないものと考えられるのが相当である。
3.被控訴人らが就寝する午後11時以降、本件振動はほとんど発生していないものと推認される。本件振動の発生原因のうち、被控訴人らの歩行や戸の開閉は、日常生活において必然的に生じるものであり、被控訴人の子が走る際に生じている本件振動についても、子供の日常生活に伴うものとしてやむを得ない面があるうえ、被控訴人は、本件振動についての控訴人らからの申し入れを受けて、話し合いの機会を持ち、本件振動を防止するための措置を講じているところである。そして、本件振動の控訴人居室への伝播をさらに防止するには、控訴人居室及び被控訴人居室に相当程度の工事を行う必要があり、相当の費用を要することになり、必ずしも簡便なものとはいえない。
1.防音工事を被告は実施した。室内騒音レベルは工事前は33~36dBであり、工後は27~33dB。
2.放尿音が聞こえなくなった事を一度は認めた。
3.室内騒音レベルが33dBで学会推奨基準1級を満たすのだから社会平均性能を十分に満たしていると言える。
1.暗騒音：窓閉時50dB・窓開時64dB ダイヤモンドカッター使用時：窓閉時・窓開時73dB 振動ドリル使用時：窓閉時78dB・窓開時79dBに7dBの時間特性の補正値を加えたのが実際に人間が知覚する発生音量(窓閉時85dB・窓開時86dB) 丸ノコ使用時：時間特性を考慮して補正値5dBを加えて窓閉時54dB・窓開時60dB 金鋸使用時：窓閉時72dB・窓開時74dBに時間特性の補正値5dBを加えたのが実際に人間が知覚する発生音量(窓閉時77dB・窓開時79dB)
2.被告居室の暗騒音が窓閉時50dB・窓開時64dBであることを考慮して判断すると、ダイヤモンドカッター使用時の騒音並びに台所の既存タイルはがし工事で発生した騒音は受忍限度を超えたものであるというべきである。しかしながら、発生音量・発生持続時間・総時間等からするとホテル等に一時避難するほどであると認める事はできない。